

『中央大学安全保障輸出管理ハンドブック』

—外国での会議や学会参加のために渡航する場合、
外国へ（貨）物を持ち出す場合、
外国から留学生・研究者・訪問者等を受入れる場合
などに、ご注意ください—

2025 年 10 月

輸出管理委員会

はじめに

1. 安全保障輸出管理は、みなさんがお持ちの機器備品(貨物)や技術が、大量破壊兵器等の開発に関係する場合に、不用意に海外へ輸出(持ち出し、流出)されないようにする仕組みです。
2. 関係する機器備品や技術をお持ちでない方は、過度に警戒する必要はありません。「公知の技術の提供」「基礎科学分野の研究活動における技術の提供」のみであれば、輸出管理の例外が適用されます。(p.17 参照)
3. ただし、技術には多面性(デュアルユース性)があるので、大量破壊兵器等の開発に関係するか否かの判断は一人で行わず、周囲からも意見を聞くなど、慎重に行ってください。
4. 外国に出張する際は、所持品はそのまま持ち帰るようにしてください。不用な技術情報等は、持参する PC 等に入れないで下さい。
5. 海外から研究者等を受け入れる場合、開示する技術情報は公知の範囲に限定してください。研究室を公開する際も、開示場所や内容を限定してください。
6. オンライン会議やクラウド、メールを介して、特定の技術情報を提供してしまうリスクにご留意ください。
7. 研究室に留学生(非居住者)や特定類型該当者がいる場合は、原則として公知以外の情報を開示しないことを推奨します。(p.15 参照)
8. 学部教育では研究開発レベルの技術情報は扱われていないと考えられますが、学部 4 年生が博士前期課程のカリキュラム(研究指導・論文指導を含む)を前倒しで履修している場合には、輸出管理上の関係者として対応する必要があるかもしれません。
9. 不明点等がありましたら、一次取引審査の窓口(学部等の事務室)や輸出管理委員会の事務局(研究支援室)にご連絡ください。
10. 事前確認シートの提出は煩わしいことですが、本学が適切な管理を行っていることの証明にもなりますので、ご協力をよろしくお願いします。

【目次】

I. 安全保障輸出管理とは何か？

- (1) 概要 4
- (2) 大学と安全保障輸出管理 5

II. 中央大学における安全保障輸出管理

- (1) 組織・管理体制 6
- (2) 輸出管理の方針（輸出管理の範囲） 7
- (3) 輸出管理フロー（全体） 9
- (4) 輸出管理フロー（主な例） 10
 - 外国での会議や学会参加のために渡航する場合
 - 外国へ（貨）物を持ち出す場合
 - 外国から留学生・研究者・訪問者等を受入れる場合
- (5) 事前確認シート、帳票 13

III. 規制の内容

- (1) 「技術の提供」と「貨物の輸出」 14
- (2) 「技術の提供」や「貨物の輸出」の範囲 15
- (3) 居住者、非居住者、特定類型該当者とは 16
- (4) 輸出規制の例外 17
- (5) 「リスト規制」と「キャッチオール規制」 17
- (6) 安全保障輸出管理 外為法等に違反した場合 23

IV. 安全保障輸出管理のポイント（まとめ） 23

V. 関連リンク・問い合わせ先 24

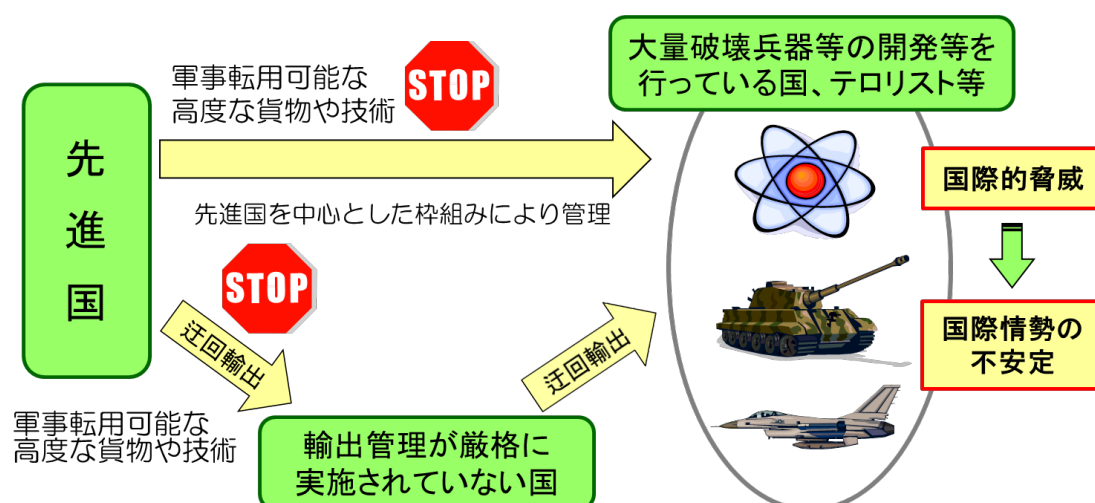
I. 安全保障輸出管理¹⁾とは何か？

(1)概要

先進国が有する高度な技術や貨物が、大量破壊兵器等²⁾を開発³⁾している懸念国やテロリストに渡ったり、通常兵器が過剰に蓄積されたりするなどの国際的な脅威を未然に防ぐために、「国際輸出管理レジーム」での合意を受けて、日本を含む国際社会が一体となって管理に取り組んでいます。

近年は、デュアルユース技術等の民生技術を軍事転用する動きも出てきており、貨物だけでなく技術の管理の重要性も高まっています。また懸念国等が研究者や留学生を派遣する例もあるなど、その調達活動はますます多様化しているため、大学でもこれらの管理を適切に行う必要があります。

日本国では、外国為替及び外国貿易法等に基づいて規制が行われています。



国際輸出管理レジーム(2021年3月現在)				
	大量破壊兵器関連			通常兵器関連
	核兵器	生物・化学兵器	ミサイル	
国際輸出管理 レジーム	NSG	AG	MTCR	WA
	原子力供給国 グループ	オーストラリア・ グループ	ミサイル技術管理 レジーム	ワッセナー・ アレンジメント
発足年	1978年	1985年	1987年	1996年
参加国・機関	48か国	42か国+EU	35か国	42か国

出典：「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）第四版」令和4年2月 経済産業省貿易管理部

¹⁾ 大学は業として「貿易」を行わないことから、文部科学省等では「安全保障輸出管理」と表現しているが、経済産業省の規定する「安全保障貿易管理」とはほぼ同義。

²⁾ 核兵器、軍用の化学製剤もしくは細菌製剤、もしくはこれらの散布のための装置、またはこれらを 300km 以上運搬することができるロケットもしくは無人航空機をいう。

³⁾ 開発・製造・使用または貯蔵をいう。

(2)大学と安全保障輸出管理

大学における「技術の提供」や「貨物の輸出」の機会（例）

「技術の提供」や「貨物の輸出」の機会	具体例
留学生・外国人研究者の受入れ	○実験装置の貸与に伴う提供 ○研究指導に伴う実験装置の改良、開発 ○技術情報をクラウドサービスや外部記録媒体を用いて提供 ○WEB 会議システム、電話や電子メールでの提供 ○授業、会議、打合せ ○研究指導、技術指導 等
外国の大学や企業との共同研究の実施や研究協力協定の締結	○実験装置の貸与に伴う提供 ○共同研究に伴う実験装置の改良、開発 ○技術情報をクラウドサービスや外部記録媒体を用いて提供 ○WEB 会議システム、電話や電子メールでの提供 ○会議、打合せ 等
研究試料等の持出し、海外送付	○サンプル品の持ち出し、海外送付 ○自作の研究資機材を携行、海外送付 等
外国からの研究者の訪問	○研究室・実験室の見学 ○工程説明、資料配付 等
非公開の講演会・展示会	○技術情報を口頭で提供 ○技術情報をパネルに展示 等

※ 近年は「みなし輸出（国境をまたがずに国外に技術提供してしまうこと。p. 15 参照）」への管理も求められるようになりました。「技術の提供」や「貨物の輸出」に関わる「人の動き」についてもこれまで以上に注意が必要となります。

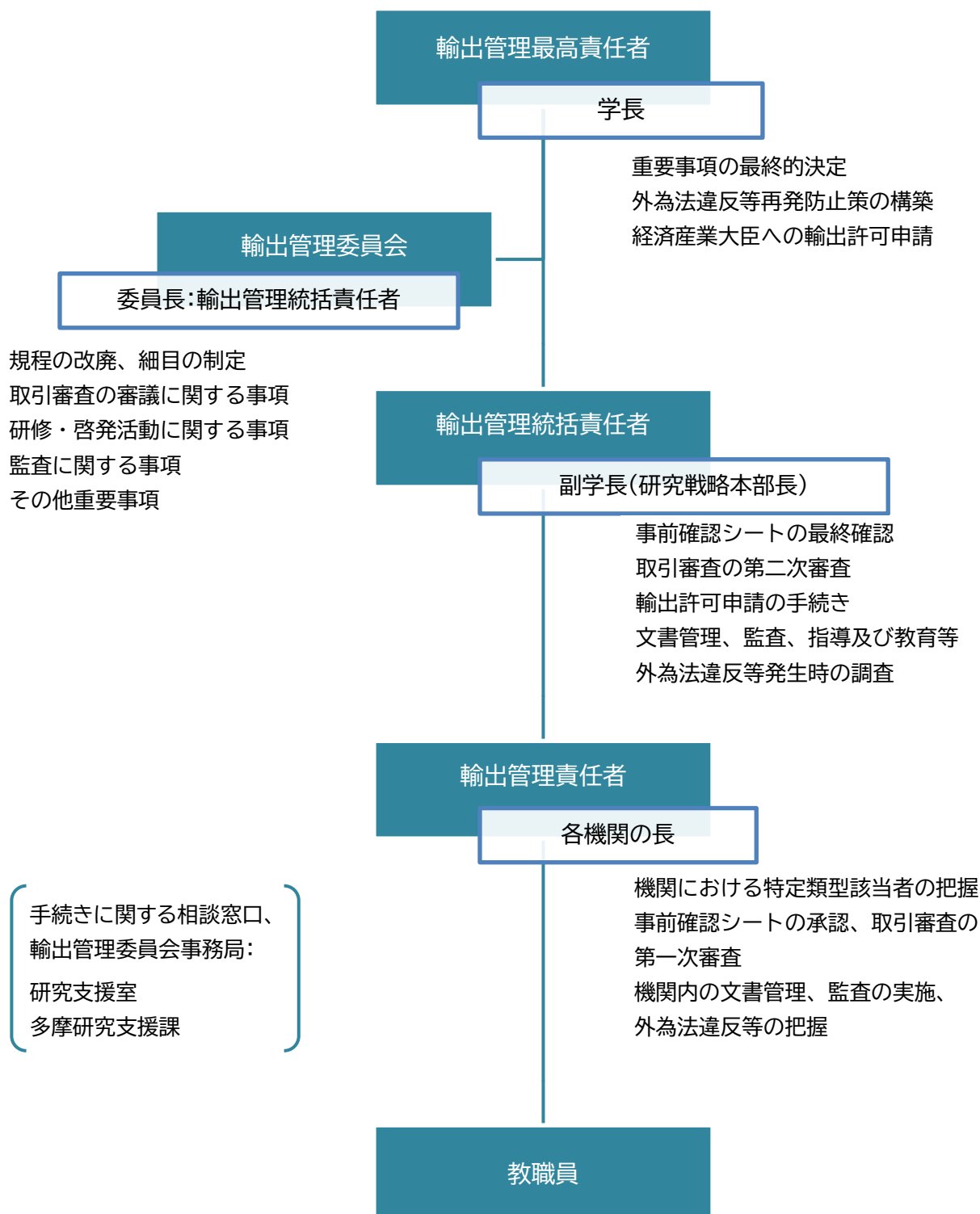
※ ただし、安全保障輸出管理は、外国人の受け入れや外国との交流自体を規制するものではありません。特定の事案において管理を求めるものである点に留意が必要です。

中央大学で実際に生じた懸念事例

1. 某国の軍事大学を卒業し、軍に所属している者から、電子系研究室へ留学生の受け入れの打診があった。
2. 某国の科学系大学を卒業した者から、暗号解読法を研究したいということで留学生の受け入れの打診があった。
3. 某研究室が有する技術の海外移転について、日本の企業から打診があった。この技術は生物兵器の開発に転用可能なデュアルユース技術であった。

Ⅱ. 中央大学における安全保障輸出管理

(1) 組織・管理体制



(2) 輸出管理の方針（輸出管理の範囲）

中央大学では、輸出管理の適正かつ効率的な実施を目的として、研究分野と身分（立場）によりリスクの重みを検討しその程度に応じて管理すること（濃淡管理）を輸出管理委員会で決定しています（2023年3月31日 第3回委員会）。

	①「特定類型該当性に関する誓約書」の提出及び事務的調査	②機微技術等を有していない旨の「自己申告書（分野非該当）」の提出	③海外との研究交流等に関する調査（機微情報保有状況の把握）	④貨物、技術、人の移動に係る事前確認シートの提出	⑤輸出管理に係る FDSD 研修や啓発セミナー等の参加
専任教員・研究員 〈自然科学系及び人文・社会科学系の実験系 ⁴⁾ 〉・技術職員等 ⁵⁾	実施	対象外	実施	実施	実施
専任教員・研究員 〈人文・社会科学系の非実験系〉	実施	実施 (該当する場合)	②の「自己申告書（分野非該当）」を提出し、輸出管理責任者の確認が得られた場合には、以降、対象外とする		実施 (自身の研究活動を行うにあたり必要時)
大学院生 〈自然科学系及び人文・社会科学系の実験系研究室を有する研究科 ⁶⁾ 〉	実施 ⁷⁾ (RA はこちら ⁸⁾)	対象外	対象外	実施 (自身の研究活動で自らが輸出等を行う場合のみ)	実施 (自身の研究活動を行うにあたり必要時)
大学院生 〈人文・社会科学系の非実験系〉	原則として対象外 「自己申告書（分野非該当）」の提出を希望する場合は、輸出管理責任者が確認する				
学部生、事務職員	対象外	対象外	対象外	対象外	実施 (事務職員は自身の研鑽目的により必要時)

I 専任教員・研究員の方々には①の「特定類型該当性に関する誓約書」（Google フォーム）の提出をお願いしております。該当者がどの機関に所属しているかを把握することが目的です。提出は一度ですが、特定類型の該当状況に変化があれば必ず再提出をお願いいたします。（※ 特定類型該当者 p.16 参照）

II 理工学部・研究開発機構の専任教員・研究員の方々には③の「海外との研究交流等に関する調査」のご回答をお願いしております。自然科学系・実験系の先生方が交流されている海外の大学や研究機関、所有する装置等の把握を通して、リスクの程度を想定することを目的としています。研究分野によっては、上記アンケートをお願いする場合があります。

4) 人文・社会科学系の実験系—心理学、情報科学等で実験を伴う研究者等。

5) 技術職員等—理工学部教育技術員、URA、知財担当者等。

6) 自然科学系及び人文・社会科学系の実験系研究室を有する研究科—理工学研究科、文学研究科、国際情報学研究科

7) 理工学研究科に属する外国籍留学生は、特定類型該当性に関する誓約書に加え、「大学の物品・情報の持ち出しに関する誓約書」も提出いただきます。

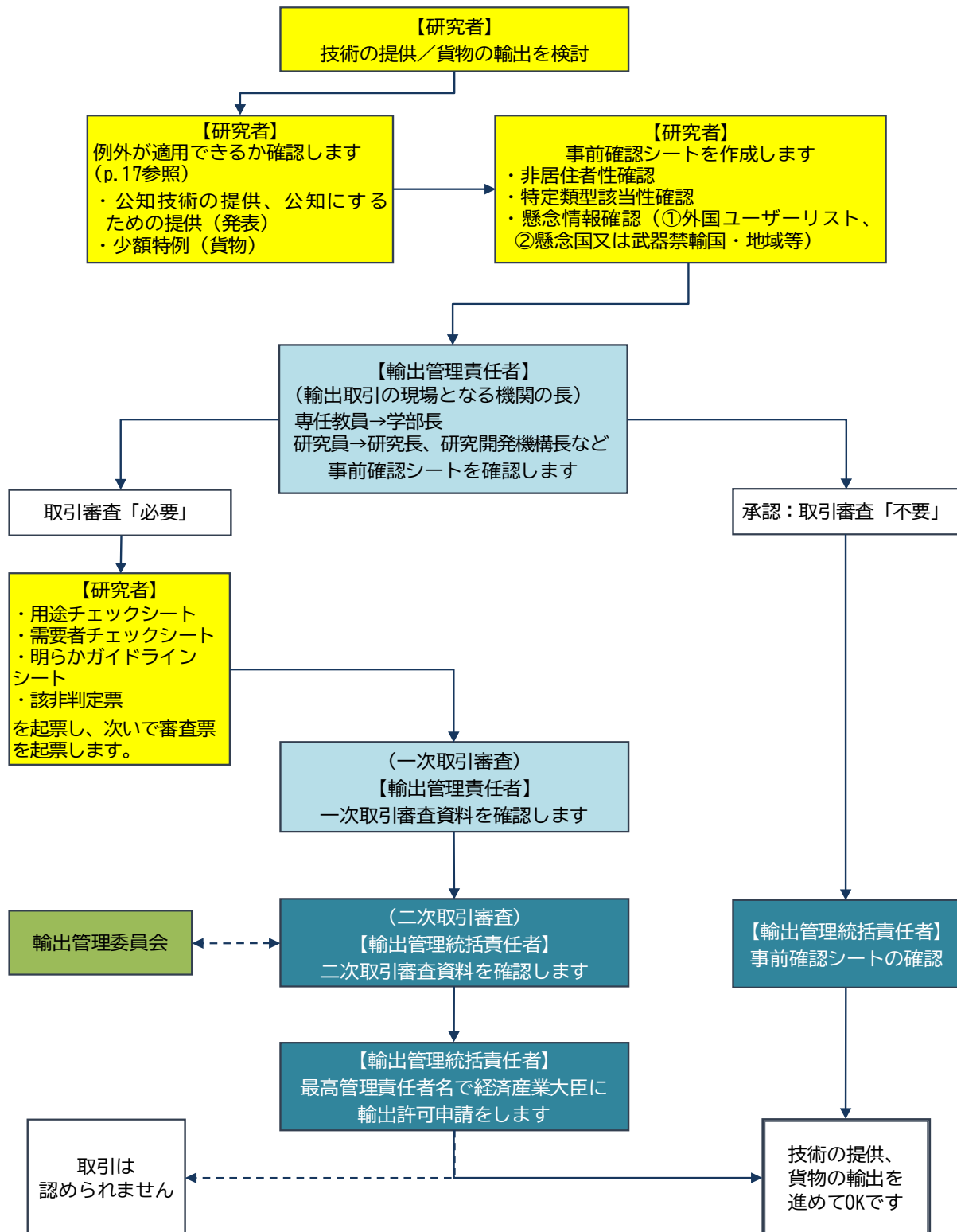
8) RA として雇用されている方は「特定類型該当性に関する誓約書」も提出いただきます。

- Ⅲ 人文・社会科学系の非実験系の方は、大量破壊兵器等や通常兵器の開発等に用いられるおそれがある貨物や技術に接する蓋然性が低いことをふまえ、研究者の自己判断により、「自己申告書(分野非該当)」(Google フォーム)をお出しいただくことにより、輸出管理の取組の対象からは除外することとしています。
- Ⅳ なお、研究分野が変更となった場合などは、改めてこれら「特定類型該当の誓約」「自己申告書(分野非該当)」等を再提出いただきます。

※①②③の取り組みは、実施状況を評価した上で、対象範囲の拡大等、実施方法を見直す場合があります。

※「特定類型該当性に関する誓約書」や「自己申告書」の様式は、中央大学安全保障輸出管理ホームページや輸出管理特設サイト(<https://sites.google.com/g.chuo-u.ac.jp/yukan>)、または中央大学 manaba 安全保障輸出管理コース(※専任教員限定)(いずれも p.24 参照)に掲載しています。また、2025 年 10 月現在は、Google フォームでの提出を開始しております。

(4)輸出管理フロー(全体)

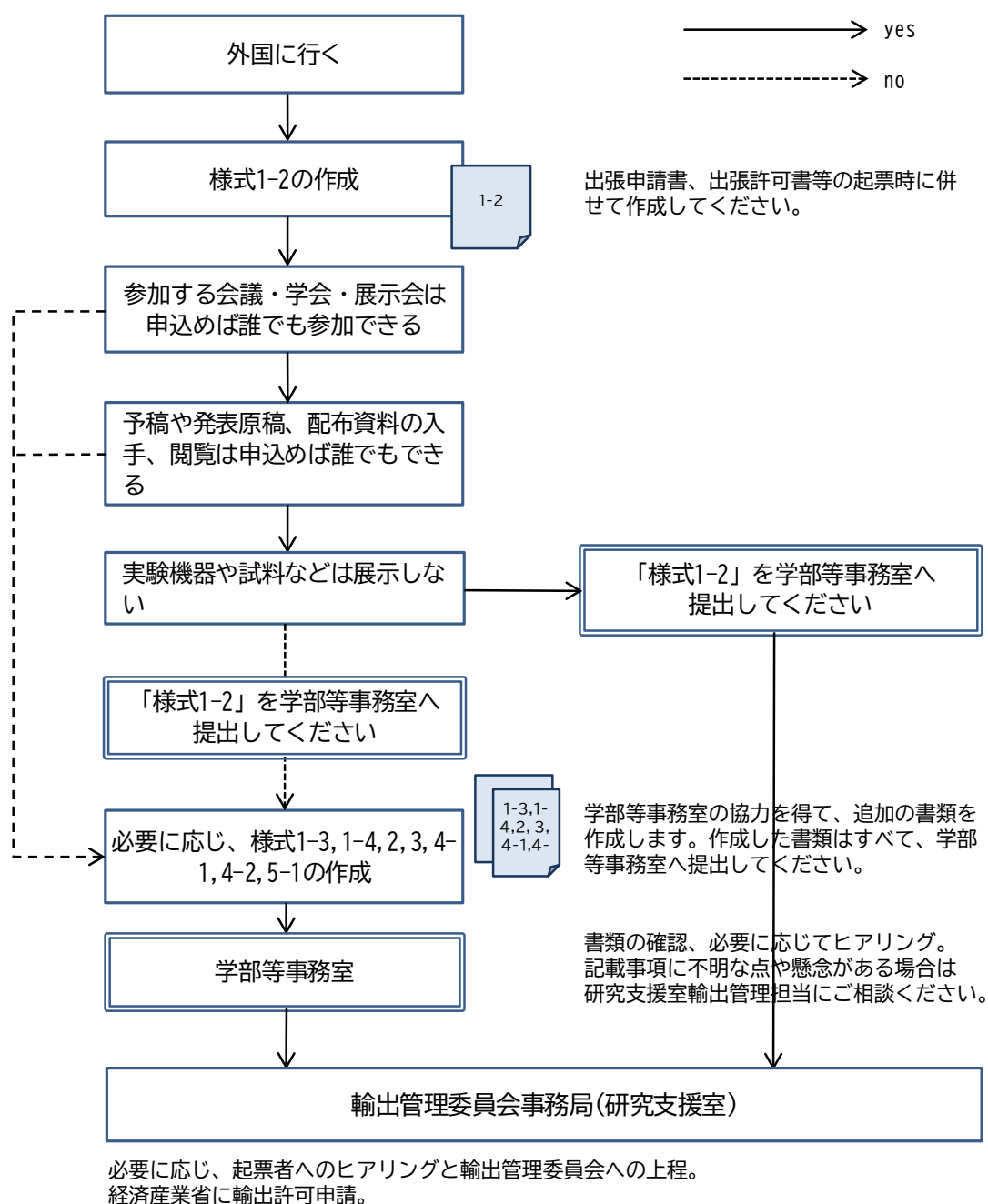


(4) 輸出管理フロー(主な例)

※ 機関によりフローを変更している場合があります。
詳細は所属機関の事務室にお問い合わせください。

【外国での会議や学会参加のために渡航する場合】

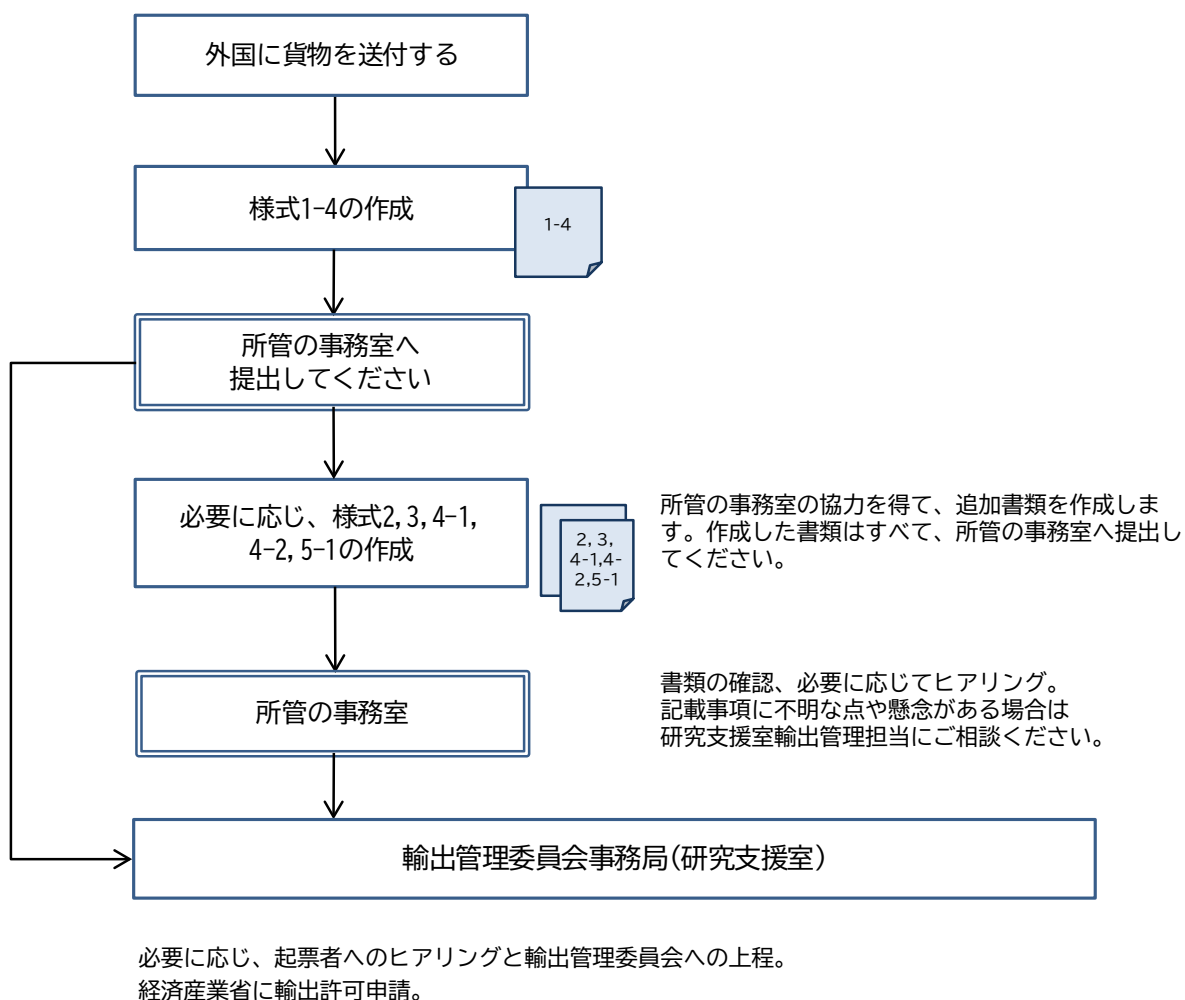
- ① 研究者の方は、出張申請書、出張許可願等の起票時に、併せて、様式 1-2「外国で開催される、学会や会議・展示会参加に関する事前確認(事前確認シート 2)」を作成してください。
- ② 学会等で公知とするために発表した技術の範囲内での質疑・応答は、例外適用 (p.17 参照) の対象となります。参加する学会等が広く参加者を募っているものであるか、発表情報が不特定多数に閲覧可能か確認してください。
- ③ 特定者だけに公開される研究会等に参加する方は、追加書類の作成をお願いします。所属の学部等事務室からの指示に従ってください。



【外国へ（貨）物を持ち出す場合】

※ 機関によりフローを変更している場合があります。
詳細は所属機関の事務室にお問い合わせください。

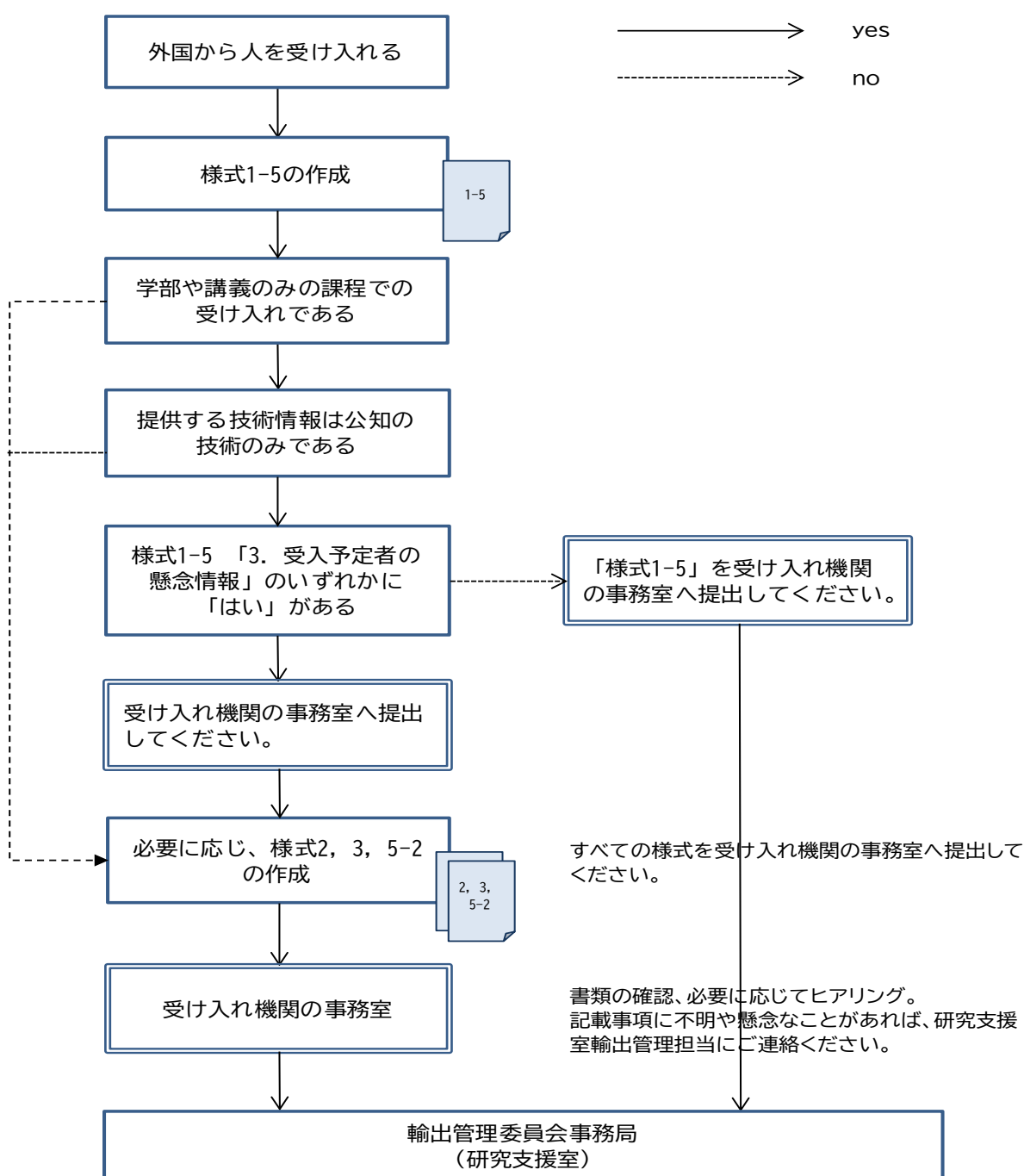
- ① 研究者の方は、自身の出張にあわせて（貨）物を持ち出す場合は、様式 1-2 の余白に持ち出す旨と具体的な（貨）物を記載してください。
- ② 外国へ（貨）物を輸送、送付する場合は、送る前に様式 1-4「外国への物の持出し等に関する事前確認(事前確認シート 4)」を作成し、所管の事務室に相談してください。この場合の所管事務室とは、送付のための経費を管理している部署となります。
- ③ 送付する（貨）物が、機微な物品と考えられる場合は、追加書類の作成をお願いします。所管の事務室からの指示に従ってください。



【外国から留学生・研究者・訪問者等を受入れる場合】

※ 機関によりフローを変更している場合があります。
詳細は所属機関の事務室にお問い合わせください。

- ① 研究者の方は、外国から人を受け入れる場合、様式 1-5「外国人（留学生・研究者・教員・訪問者等）受入れに関する事前確認(事前確認シート 5)」を作成してください。
- ② 受け入れ予定の方の情報と、その方の受け入れや交流を通して開示、提供する可能性のある技術について、事前に確認をお願いします。
- ③ 受け入れ予定の方に懸念があったり、提供する技術が輸出規制の対象となったりしている場合は、追加書類の作成をお願いします。受け入れ機関の事務室からの指示に従ってください。



必要に応じ、起票者へのヒアリングと輸出管理委員会への上程。
経済産業省に輸出許可申請。

(5) 事前確認シート、帳票

※ 機関により提出シートを変更している場合があります。
詳細は所属機関の事務室にお問い合わせください。

以下のとおり事前確認シート等を用意しています。必要なシート、帳票は、所管の事務室にご相談いただくか、中央大学安全保障輸出管理ホームページや輸出管理特設サイト (<https://sites.google.com/g.chuo-u.ac.jp/yukan>) または manaba の安全保障輸出管理コース (いずれも p.24 参照) からダウンロードしてください。

Ⅲ. 規制の内容

有償・無償の別にかかわらず、実施しようとする「技術の提供」や「貨物の輸出」が規制に該当する場合は、経済産業大臣の事前許可が必要となります。

主たる活動	主たる活動時に提出する書類の例	1次担当事務室の例	安全保障輸出管理の様式	
			事前確認シートNo.	誓約書
外国での外国の人と交わらない調査研究	出張依頼書・出張申請書等	学部等事務室	1-1	
学術交流協定締結等	出張依頼書・出張申請書等	国際センター		
外国派遣、外国出張	出張依頼書・出張申請書・学術国際会議派遣計画申請書・実施申請書	学部等事務室		
留学	出張依頼書・出張申請書	交換留学: 国際センター 認定留学: 学部等事務室		
外国で開催される学会参加	出張依頼書・出張申請書・学術国際会議派遣計画申請書・実施申請書	学部等事務室	1-2	
外国で開催される国際会議参加	出張依頼書・出張申請書・学術国際会議派遣計画申請書・実施申請書	学部等事務室		
外国で開催される展示会出展参加	出張依頼書・出張申請書・学術国際会議派遣計画申請書・実施申請書	学部等事務室		
外国の機関との共同研究	共同研究申請書・共同研究契約書・出張依頼書等	研究支援室	1-3	
外国の機関との受託(委託)研究	委託研究契約書・出張依頼書等	研究支援室		
外国の機関への技術指導	技術指導契約書・出張依頼書等	研究支援室		
外国の機関への学術指導	学術指導契約書・出張依頼書等	研究支援室		
外国の機関との秘密保持	秘密保持契約書・出張依頼書等	研究支援室	1-4	
外国への貨物の持出し	(出張依頼書等)	学部等事務室		
貨物の郵送・搬送(国際郵便・国際宅配便)		研究支援室	1-5	
外国人留学生の受入れ	(誓約書)	交換留学: 国際センター 私費留学(正規生)と外国人研究生(私費): 学部等事務室		
外国人研究者の受入れ	外国人研究者受入れ、外国人訪問研究者受入れ	学部等事務室		
外国人教員の受入れ		学部等事務室		
外国人訪問者の受入れ	外国人研究者受入れ、外国人訪問研究者受入れ	学部等事務室	1-6	
特定類型該当者が参加する本学内研究発表会等開催	教室使用申請書	学部等事務室		
外国人が参加する、本学が主催開催する学術会議・学術講演会・学会	教室使用申請書	主催する部課室	1-7	
外国人が参加する、本学が主催開催する学術展示会	教室使用申請書	主催する部課室		
教員・研究者の採用時(必要時)		学部等事務室		6-1(6-2)
職員採用の雇用契約時(職員は技術系職員のみ)(必要時)		学部等事務室		6-1(6-2)、8-1(8-2)
教員・研究者の退職時		学部等事務室		7-1(7-2)
職員採用の退職時(職員は技術系職員のみ)		学部等事務室		
人文社会科学系の非実験系の教員の雇用契約時		学部等事務室		9-1(9-2)

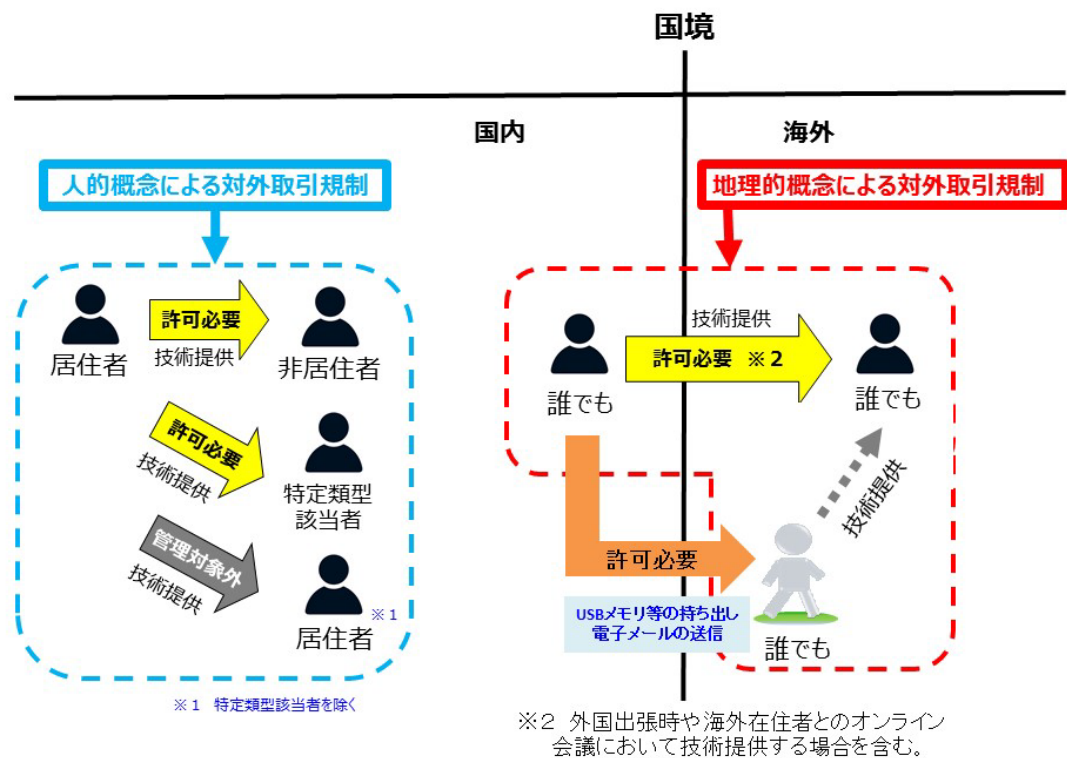
(1)「技術の提供」と「貨物の輸出」

技術とは	貨物の設計、製造または使用に必要な特定の情報。 ・ 技術データ…設計図面、製造方法書、技術報告書、製品仕様書、マニュアル、指示書、プログラムなど ・ 技術支援……技術指導、技能訓練、作業知識の提供、コンサルティングサービスなど
技術の提供とは	技術を外国において提供すること、 技術を居住者から非居住者または特定類型に該当する居住者へ提供すること（日本国内での提供も対象となりえる。） など
提供の方法	・ 輸出による提供……「冊子や外部記録媒体等の送付・ハンドキャリーでの持出しなど ・ 通信等による提供……メール、電話、WEB 会議システム、クラウドサービス（海外サーバーを含む）など ・ 人的交流による提供…海外での技術討議、非居住者への技術指導・情報の提供（国内外問わず）、特定類型に該当する居住者への技術指導・情報の提供など
具体例	USB メモリ等、また、海外サーバーを含むクラウドサービスによる情報の持ち出し、電子メールの送付、海外での技術指導・討議、海外からの顧客との技術討議、外国人研修生への技術指導、技術開発会議など

貨物とは	ほとんどすべてのものが対象となります。動植物、食品、革製品、木材・パルプ、衣類、織物（一部除外）、装身具、寝具、美術品は対象外です。
貨物の輸出とは	貨物を日本から外国に向けて送付すること
輸出の方法	船舶、航空機等を利用した一般的な輸送、ハンドキャリー、国際郵便（EMS）や国際宅配便（クーリエ）等を利用した送付など
具体例	製品の輸出、無償サンプルの輸出、海外出張者によるハンドキャリー、海外展示会のための一時的持出し、外国からの輸入貨物の返品など

(2) 「技術の提供」や「貨物の輸出」の範囲

輸出規制の範囲は、「人」を軸にした概念と「国境・地理」を軸にした概念の2本柱となります。



出典：「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）第四版」令和4年2月 経済産業省貿易管理部

① 人的概念による対外取引規制

「居住者」から「非居住者」や「特定類型該当者」に対する取引は、国内における活動であっても「みなし輸出」とされるため、規制対象となる場合があります。取引の技術や貨物が規制されている場合は、経済産業大臣の事前許可が必要となります。

※ 「非居住者」あるいは「特定類型該当者」に対する取引の場合は、研究データの提供や技術ミーティング、打合せ等も規制対象となることがあります。

② 国境・地理的概念による対外取引規制

外国における、あるいは国境をまたぐ取引は、日本国民同士の取引であったとしても、“輸出されたもの”として、規制の対象となります。

※ 日本本社から海外子会社等（例：中央大学⇒中央大学海外オフィス）に技術や貨物を持ち込む場合でも、規制対象となる場合があります。

※ 規制技術をPCや外部記録媒体に入れて国外に持ち出す行為や、規制技術の電子データを外国に送信する行為は、事前許可が必要となります。

※ 海外にいる相手とのWEB会議や打合せも「技術の提供」の機会となり、提供内容次第では規制対象となるので注意が必要です。

(3) 居住者、非居住者、特定類型該当者とは

居住者とは？

- 日本国に居住する、あるいは日本の在外公館に勤務する日本人。
- 日本国内の会社等に勤務する、あるいは日本国に入国後6月以上経過している外国人。
- 日本国にある日本法人等。外国の法人等の日本国にある支店・事務所等あるいは日本国の在外公館。

非居住者とは？

- 外国に居住する、あるいは日本国に入国後6カ月未満の外国人。
- 外国にある事務所（日本法人の海外支店等を含む）に勤務する目的で出国し外国に滞在する者。あるいは2年以上外国に滞在する目的で出国し外国に滞在する等の日本人。
- 外国政府または国際機関の公務を帯びる者。外交官または領事館およびこれらの随員、使用人。
- 外国にある外国法人。日本法人等の外国にある支店、事務所等。日本国内にある外国政府の公館および国際機関。
- アメリカ合衆国の軍隊、国際連合の軍隊およびその構成員。

※ 海外からの留学生・研究生は、入国後6カ月未満は外為法上「非居住者」になります。そのため指導教員等が当該留学生に規制対象の技術情報を提供したりする場合は、その教員等が経済産業大臣の許可を得る手続きを行う必要があります。

入国後6カ月以上経過すると、当該留学生は通常、「居住者」扱いになります。規制対象技術の情報提供を受けることもできますが、本人も外為法を遵守しなければなりません。当該留学生が規制技術を海外に輸出したりしようとする場合も、経済産業大臣の許可が必要となります。日ごろから指導教員等が、留学生の外為法遵守について指導・監督することが大切です。

特定類型該当者とは？

- 外国政府や外国法人等との間で雇用契約等を締結し、当該外国政府や外国法人等の指揮命令に服するまたはそれらに対して善管注意義務を負う者（類型1）
- 経済的利益（金銭換算する場合に当該者の年間所得のうち25%以上を占める金銭その他の利益）に基づき、外国政府等の実質的な支配下にある者（類型2）
- 国内において外国政府等の指示の下で行動する者（類型3）

※ 中央大学では、専任教員、専任研究員の方に「特定類型該当性に関する誓約書」（Google フォーム）の提出をお願いしております。新任時（もしくは2022年の誓約書運用開始前から在職の専任教員、専任研究員の方は随時）と、特定類型の該当状況に変化があれば再提出いただきますので、ご協力をお願いいたします。詳細は所属する機関の事務室でご確認ください。

(4)輸出規制の例外

以下に当てはまる場合は、外為法等の規制を受けずに取引することができます。

①「技術の提供」における例外

公知の技術の提供	◆新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワーク上のファイル等により、既に不特定多数に公開されている技術の提供 ◆学会誌、公開特許情報、公開シンポジウムの議事録等、不特定多数の者が入手可能な技術の提供 ◆工場の見学コース、講演会、展示会等において、不特定多数の者が入手または聴講可能な技術の提供 ◆ソースコードが公開されているプログラムの提供	不特定多数とは「何ら制限なく」という意味なので、対象者が多くても特定のグループのみに公開する場合は適用外となります。 論文等で発表するために投稿中の技術を外国で、または非居住者に対して提供する場合も、この例外には該当しません。
基礎科学分野の研究活動における技術の提供	◆自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であって、理論的または実験的方法により行うものであり、特定の製品の設計または製造を目的としないもの	左記の研究活動であっても、特定の製品の設計または製造を目的とするものである場合は該当しません。

②「貨物の輸出」における例外

一定の範囲の貨物の中で、貨物の種類毎に定められた一定の価格以下の物については、輸出許可が不要となる「少額特例」というルールがあります。また、経済産業大臣が告示で定める「無償特例」や「部分品特例」などの特例があります。詳細は、輸出管理委員会事務局（研究支援室、多摩研究支援課）までお問合せください。

(5)「リスト規制」と「キャッチオール規制」

輸出規制は、「リスト規制」と「キャッチオール規制」から構成されています。リスト規制は輸出貨物（技術）の機能やスペックを有するかどうかに着目した制度です。キャッチオール規制は輸出貨物（技術）の使用者や使用目的に着目した制度です。これらの規制に該当する貨物の輸出や技術の提供は、経済産業大臣の許可が必要になります。

① リスト規制

国際輸出管理レジームの合意を受けて、武器および大量破壊兵器⁸⁾等や通常兵器⁹⁾の開発等に用いられるおそれの高い技術や貨物は、経済産業省により一覧表（リスト）化されています。リストに該当する場合は、輸出等の仕向け地にかかわらず、経済産業大臣の事前許可が必要となります。

⁸⁾ 核兵器、軍用の化学製剤もしくは細菌製剤、もしくはこれらの散布のための装置、またはこれらを 300km 以上運搬することができるロケットもしくは無人航空機をいう。部分品を含む。

⁹⁾ 大量破壊兵器等以外の銃砲、爆薬、軍用車両・船舶・航空機、軍用装置・装備品等をいう。

一覧表（リスト）：

貨物・技術のマトリクス表 https://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix_intro.html
 本表に基づいて規制に該当するかどうか判断をすることになります。表は随時更新されますので、最新版を参照するようにしてください。

② キャッチオール規制

キャッチオール規制は、ほぼすべての技術・貨物⁹⁾が規制対象となっており、提供技術や輸出貨物がリスト規制に該当しない場合であっても、用途、需要者等によって輸出許可申請が必要な場合があります。

(ア) 大量破壊兵器キャッチオール規制

相手先が「国連武器禁輸国・一般国」の場合、提供技術や輸出貨物が核兵器等の開発等に用いられるおそれがあると輸出者等(大学を含む)が知った場合(客観要件)には、経済産業大臣の事前許可が必要になります。また、最終仕向地に限らず、経済産業大臣から通知（インフォーム通知）を受けた場合には、経済産業大臣の事前許可が必要になります。

◆ 大量破壊兵器キャッチオール規制

最終仕向地	許可が必要となる要件		
	インフォーム要件	客観要件	
		用途要件	需要者要件
グループ A 国	○	—	—
国連武器禁輸国・一般国	○	○	○

(イ) 通常兵器キャッチオール規制

相手先が「国連武器禁輸国・一般国」の場合、提供技術や輸出貨物が通常兵器の開発等のために用いられるおそれがあると輸出者等が知った場合(客観要件)、経済産業大臣の事前許可が必要となります(一般国では、輸出令 16 の項(1)に記載のある特定品目のみ)。また、最終仕向地に限らず、経済産業大臣からインフォーム通知を受けた場合には、事前許可が必要となります。

◆ 通常兵器キャッチオール規制

最終仕向地	許可が必要となる要件		
	インフォーム要件	客観要件	
		用途要件	需要者要件
グループ A 国	○	—	—
国連武器禁輸国	○	○ (輸出令 16 全品目)	○ (輸出令 16 全品目)
一般国	○	○ (輸出令 16 の項(1) :特定品目のみ)	○ (輸出令 16 の項(1) :特定品目のみ)

⁹⁾ 動植物、食品、革製品、木材・パルプ、衣類、織物（一部除外）、装身具、寝具、美術品、あるいはこれらの設計、製造、使用に関する技術は対象外。

※キャッチオール規制の表の見方

1. ○が付いた要件のいずれかに該当した場合は、規制対象となります。
2. インフォーム要件：提供技術や輸出貨物が大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれがあるとして、経済産業大臣から許可申請をすべき旨のインフォーム通知が来た場合。
3. 用途要件：提供技術や輸出貨物が大量破壊兵器等の開発等に用いられる、あるいは用いられるおそれがあると輸出者が知った場合。
4. 需要者要件：提供技術や輸出貨物の需要者が、大量破壊兵器等の開発等をおこなっていた（いる）、あるいは「外国ユーザーリスト」に掲載されていることがわかった場合。

「外国ユーザーリスト」とは、経済産業省が大量破壊兵器等の開発等への関与が懸念される企業・組織を掲載し公表しているリストです。本リストは毎年改正されますので、最新のリストを参照してください。

○外国ユーザーリスト：<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law05.html>

○国・地域別の掲載企業・組織数

国名、地域名	掲載数
アフガニスタン	2
アラブ首長国連邦	25
イエメン	2
イスラエル	1
イラン	235
インド	3
エジプト	3
北朝鮮	153
シリア	19
台湾	5
中国	114
パキスタン	101
香港	16
レバノン	9
ロシア	60
合 計	748

5. 輸出令別表第3の国・地域(グループA国)【計27か国】：

アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国以外、の国・地域。

(注) グループAは、以前「ホワイト国」という名称で知られていました。

6. 輸出令別表第3の2の国・地域(国連武器禁輸国)【計10か国】：

アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン。

7. 「グループA国」「国連武器禁輸国」以外の全ての国(一般国)

イラン、シリア、中国、ロシア、ウクライナ、トルコ、パキスタン、ミャンマー等

8. 【輸出令 16 の項(1)】記載の対象品目一覧(2025 年 10 月法改定)

通常兵器キャッチオール規制において一般国への輸出に際しては、下記特定品目に該当する場合、経産省への事前許可が必要となります。

一般国向け通常兵器キャッチオール規制（客観要件）対象品目

品目	関税分類番号	定義
① 工作機械	8456	レーザーその他の光子ビーム、超音波、放電、電気化学的方法、電子ビーム、イオンビーム又はプラズマアークを使用して材料を取り除くことにより加工する機械及びウォータージェット切断機械
	8457	金属加工用のマシニングセンター、ユニットコンストラクションマシン(シングルステーションのものに限る。)及びマルチステーショントランスファーマシン
	8458	旋盤(ターニングセンターを含むものとし、金属切削用のものに限る。)
	8459	金属用のボール盤、中ぐり盤、フライス盤、ねじ切り盤及びねじ立て盤(ウェイタイプユニットヘッド機を含むものとし、第 84.58 項の旋盤(ターニングセンターを含む。)を除く。)
	8460	研削盤、ホーニング盤、ラップ盤、研磨盤その他の仕上げ用加工機械(研削砥石その他の研磨材料を使用して金属又はサーメットを加工するものに限るものとし、第 84.61 項の歯切り盤、歯車研削盤及び歯車仕上盤を除く。)
	8461	平削り盤、形削り盤、立削り盤、ブローチ盤、歯切り盤、歯車研削盤、歯車仕上盤、金切り盤、切断機その他の加工機械(金属又はサーメットを取り除くことにより加工するものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)
② レーダー、航行用無線機器、無線遠隔制御機器	8526.10	レーダー
	8526.91	航行用無線機器
	8526.92	無線遠隔制御機器
③ 集積回路	8542.31	プロセッサ及びコントローラー(記憶素子、コンバーター、論理回路、増幅器、クロック回路、タイミング回路その他の回路と結合しているかいないかを問わない。)
	8542.32	記憶素子
	8542.33	増幅器
	8542.39	その他のもの
④ 航空機、宇宙飛行体、部品	8802.60	宇宙飛行体(人工衛星を含む。)及び打上げ用ロケット
	8806	無人航空機
	8807	部分品(第 88.02.60 号項又は第 88.06 項の物品のものに限る。)
⑤ 航行用機器	9014.20	空中又は宇宙の航行用の機器(羅針盤を除く。)
	9014.80	その他の機器
⑥ 検査用の機器	9027.50	その他の機器(紫外線、可視光線又は赤外線を使用するものに限る。)
	9030.20	オシロスコープ及びオシログラフ
	9030.32	マルチメーター(記録装置を有するもの)
	9030.39	その他のもの(記録装置を有するもの)

※ リスト規制品目に該当しないもののうち、大量破壊兵器等や通常兵器の開発等に用いられるおそれが特に強い貨物の例が経済産業省から通達されています（pp. 20-23）。

大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例

品目	懸念される用途
1. リン酸トリブチル(TBP)	核兵器
2. 炭素繊維・ガラス繊維・アラミド繊維	核兵器、ミサイル
3. チタン合金	
4. マルエージング鋼	
5. 口径75ミリメートル以上のアルミニウム管	核兵器
6. しごきスピニング加工機	核兵器、ミサイル
7. 数値制御工作機械	
8. アイソスタチックプレス	
9. フィラメントワインディング装置	
10. 周波数変換器	核兵器
11. 質量分析計又はイオン源	核兵器
12. 振動試験装置	核兵器、ミサイル
13. 遠心力釣り合い試験器	
14. 耐食性の圧力計・圧力センサー	
15. 大型の非破壊検査装置	
16. 高周波用のオシロスコープおよび波開閉装置	核兵器
17. 電圧又は電流の変動が少ない直流の電源装置	
18. 大型発電機	
19. 大型の真空ポンプ	
20. 耐放射線ロボット	核兵器、ミサイル
21. TIG溶接機、電子ビーム溶接機	
22. 放射線測定器	核兵器
23. 微粉末を製造できる粉碎器	ミサイル
24. カールフィッシャー方式の水分測定装置	
25. プリプレグ製造装置	
26. 人造果鉛	核兵器、ミサイル
27. ジャイロスコープ	ミサイル
28. ロータリーエンコーダ	
29. 大型トラック(トラクタ、トレーラー、ダンプを含む)	
30. クレーン車	
31. 密閉式の発酵槽	生物兵器
32. 遠心分離機	
33. 凍結乾燥機	
34. 耐食性の反応器	ミサイル、化学兵器
35. 耐食性のかくはん機	
36. 耐食性の熱交換器又は凝縮器	
37. 耐食性の蒸留塔又は吸収塔	
38. 耐食性の充てん用の機械	
39. 噴霧器を搭載するよう設計された無人航空機(UAV)(娯楽若しくはスポーツの用に供する模型航空機を除く)	ミサイル、生物・化学兵器
40. UAVに搭載するよう設計された噴霧器	

41. N-(1-フェネチル-4-ピペリジル)プロピオンアニリド(別名フェンタニル)(437-38-7)、N-[1-[2-(4-エチル-5-オキソ-2-テトラゾリン-1-イル)エチル]-4-(メトキシメチル)-4-ピペリジル]プロピオンアニリド(別名アルフェンタニル)(71195-58-9)、メチル=1-フェネチル-4-(N-フェニルプロパンアミド)ピペリジン-4-カルボキシラート(別名カルフェンタニル)(59708-52-0)、1-(2-メトキシカルボニルエチル)-4-(フェニルプロピオニルアミノ)ピペリジン-4-カルボン酸メチルエステル(別名レミフェンタニル)(132875-61-7)、N-[4-(メトキシメチル)-1-[2-(2-チエニル)エチル]-4-ピペリジル]プロピオンアニリド(別名スフェンタニル)(56030-54-7)	化学兵器
--	------

1. 輸入先等において大量破壊兵器等の開発等の懸念用途に転用されないよう、輸出者は特に慎重な審査が必要となります。
2. 外国ユーザーリスト掲載組織に対し、これらの貨物の輸出又は技術の提供を行う場合は、リスト上の懸念区分（核兵器・化学兵器・生物兵器・ミサイル）と、貨物・技術の懸念用途が一致するか否か確認してください。

大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例
～シリア向けの場合～ 2020年5月8日施行

以下の貨物を輸出する場合は、用途・需要者の確認を更に慎重に行う必要があります。

品目	懸念される用途
1. ドラフトチャンバー	化学兵器
2. フルフェイスマスクの呼吸用保護具	生物・化学兵器
3. 塩化アルミニウム(7446-70-0)、ジクロロメタン(75-09-2)、N, N-ジメチルアニリン(121-69-7)、臭化イソプロピル(75-26-3)、イソプロピルエーテル(108-20-3)、モノイソプロピルアミン(75-31-0)、臭化カリウム(7758-02-3)、ピリジン(110-86-1)、臭化ナトリウム(7647-15-6)、ナトリウム金属(7440-23-5)、トリブチルアミン(102-82-9)、トリエチルアミン(121-44-8)、トリメチルアミン(75-50-3)、アセチレン(74-86-2) 他	化学兵器
4. ジエチレントリアミン(111-40-0)	
5. プチリルコリンエステラーゼ、臭化ピリドスチグミン(101-26-8)、塩化オピドキシム(114-90-9)	
6. バイオセーフティキャビネット、グローブボックス	
7. バッチ式遠心分離機	生物兵器
8. 発酵槽	
9. 反応器、かくはん機、熱交換器、凝縮器、ポンプ(11.を除く。)、弁、貯蔵容器、蒸留塔、吸収塔	化学兵器
10. クリーンルーム、HEPAフィルター付きのファン	生物兵器
11. 真空ポンプ又はその部分品	
12. 化学物質の分析装置、検知装置等	化学兵器
13. 塩素-アルカリ電解槽(水銀電解槽、隔膜電解槽又はイオン交換膜電解槽を含む。以下同じ。)	
14. チタン電極(他の金属酸化物でコーティングされたものを含む。)であって、塩素-アルカリ電解槽に使用するように設計したもの	
15. ニッケル電極(他の金属酸化物でコーティングされたものを含む。)であって、塩素-アルカリ電解槽に使用するように設計したもの	
16. チタン-ニッケルのバイポーラ電極(他の金属酸化物でコーティングされたものを含む。)であって、塩素-アルカリ電解槽に使用するように設計したもの	化学兵器
17. アスベストの隔膜であって、塩素-アルカリ電解槽に使用するように設計したもの	
18. ぶつ素重合体を基材とした隔膜であって、塩素-アルカリ電解槽に使用するように設計したもの	
19. ぶつ素重合体を基材としたイオン交換膜であって、塩素-アルカリ電解槽に使用するように設計したもの	
20. 圧縮機であって、湿潤又は乾燥状態の塩素をその構造に関わらず圧縮するように設計したもの	

21. 水銀(7439-97-6)、塩化バリウム(10361-37-2)、硫酸(90%以上の重量濃度)(7664-93-9)、3,3-ジメチル-1-ブテン(558-37-2)、2,2-ジメチルプロパナル(630-19-3)、2,2-ジメチルプロピルクロリド(753-89-9)、2-メチルブテン(26760-64-5)、2-クロロ-3-メチルブタン(631-65-2)、ピナコール(76-09-5)、2-メチル-2-ブテン(513-35-9)、ブチルリチウム(109-72-8)、プロモ(メチル)マグネシウム(75-16-1)、ホルムアルデヒド(50-00-0)、2,2'-イミジエタノール(111-42-2)、炭酸ジメチル(616-38-6)、N-メチルジエタノールアミン(105-59-9)、メチルジエタノールアミン塩酸塩(54060-15-0)、メタノール(67-56-1)、エタノール(64-17-5)、1-ブタノール(71-36-3)、2-ブタノール(78-92-2)、イソブタノール(78-83-1)、ターシャリーブタノール(75-65-0)、シクロヘキサノール(108-93-0)、ジエチルアンモニウムクロリド(660-68-4)、ジイソプロピルアミン塩酸塩(819-79-4)、キヌクリジン-3-オン塩酸塩(1193-65-3)、3-キヌクリジノール塩酸塩(6238-13-7)、(R)-3-キヌクリジノール塩酸塩(42437-96-7)、2-(ジエチルアミノ)エタノール塩酸塩(N,N-ジエチルアミノエタノール塩酸塩)(14426-20-1)、2-ジイソプロピルアミノエタノール塩酸塩(63051-68-3)

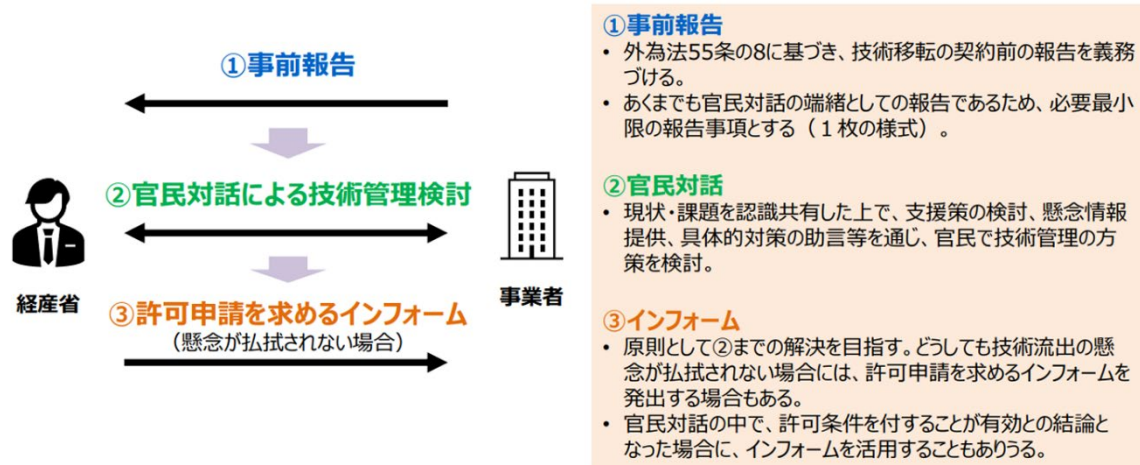
(注) 3. ～5. および 21. の () の番号は CAS 番号 (※アメリカ化学会の機関である CAS (Chemical Abstracts Service) が個々の化学物質もしくは化学物質群に付与している登録番号)

通常兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例

品目	懸念される用途
1. ニッケル合金又はチタン合金	通常兵器
2. 焼結磁石	
3. 2. に掲げるものの製造用の装置又はその部分品	
4. 作動油として使用することができる液体であって、りん酸とクレゾールとのエステル、りん酸トリス（ジメチルフェニル）又はりん酸トリノルマルブチルを含むもの	
5. 有機繊維、炭素繊維又は無機繊維	
6. 軸受又はその部分品	
7. 工作機械その他の装置であって、次に掲げるもの又はその部分品 イ 数値制御を行うことができる工作機械 ロ 鏡面仕上げを行うことができる工作機械（数値制御を行うことができるものを除く。） ハ 測定装置（工作機械であって、測定装置として使用することができるものを含む。）	
8. 二次セル	
9. 波形記憶装置	
10. 電子部品実装ロボット	
11. 電子計算機又はその部分品	
12. 伝送通信装置又はその部分品	
13. フェーズドアレイアンテナ	
14. 通信妨害装置又はその部分品	
15. 電波その他の電磁波を発信することなく、電波その他の電磁波の干渉を観測することにより位置を検知することができる装置	
16. 光検出器若しくはその冷却器若しくは部分品又は光検出器を用いた装置	
17. センサー用の光ファイバー	
18. レーザー発振器又はその部分品	
19. 磁力計、水中電場センサー若しくは磁場勾（こう）配計又はこれらの部分品	
20. 重量計	
21. レーダー又はその部分品	
22. 加速度計又はその部分品	
23. ジャイロスコープ又はその部分品	
24. 慣性航法装置その他の慣性力を利用する装置 又はこれらの部分品	
25. ジャイロ天測航法装置、天体若しくは人工衛星の自動追跡により位置若しくは針路を測定することができる装置、衛星航法システムからの電波受信装置若しくはその部分品又は航空機用の高度計	
26. 水中用のカメラ又はその附属装置	
27. 大気から遮断された状態で使用することができる 動力装置	
28. 開放回路式の自給式潜水用具又はその部分品	
29. ガスタービンエンジン又はその部分品	
30. ロケット推進装置又はその部分品	
31. 29. 若しくは30. に掲げるものの製造用の装置又はその部分品	
32. 航空機又はその部分品	
33. ロケット若しくは航空機の開発若しくは試験に用いることができる振動試験装置、風洞、環境試験装置又はこれらの部分品	
34. フラッシュ放電型のエックス線装置	

出典：「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）第四版」令和4年2月 経済産業省貿易管理部

【官民対話スキームの概要】



※報告漏れに対しては、外為法に基づき指導助言、改善命令を実施。これに従わない場合や悪質な場合は、罰則が適用される場合もある

対象技術	担当課室
①積層セラミックコンデンサの設計又は製造に係る技術	商務情報政策局情報産業課
②弾性表面波フィルタ又はバルク弾性波フィルタの設計又は製造に係る技術	
③電解銅箔（米国電子回路協会が定めた規格IPC-4562BのUと同等又はそれ以上の性能を有する回路基板用のものに限る。）の設計又は製造に係る技術	製造産業局金属課
④誘電体フィルム（電気を動力源とする自動車（燃料を使用するものを含む。）のエネルギーを制御する装置に用いられる平滑用フィルムコンデンサに用いることができるものに限る。）の設計又は製造に係る技術	製造産業局素材産業課
⑤チタン酸バリウム粉体の合成に係る技術	
⑥炭素繊維のプリカーサーの製造及び焼成に係る技術	
⑦炭化けい素繊維のプリカーサーの製造及び焼成に係る技術	商務情報政策局情報産業課
⑧半導体用のリソグラフィに使用するレジストであって、二四八ナノメートル以下の波長の光で使用するように最適化されたものの設計又は製造に係る技術	
⑨非鉄金属のターゲット材（極端紫外を用いて集積回路を製造するための装置を用いて形成される集積回路用の配線工程の用に供されるものに限る。）の製造に必要な技術（原料からインゴットを製造する工程又はインゴットの製造を伴わない場合にあっては原料である粉末を混合し、かつ合成する工程において、集積回路の製造の用に供するために金属の純度を高める技術に限る。）	製造産業局金属課
⑩走査型電子顕微鏡又は透過型電子顕微鏡の設計又は製造に係る技術	製造産業局産業機械課

(7) 安全保障輸出管理 外為法等に違反した場合

事前の輸出許可を得ずに規制対象の貨物を輸出したり技術を提供したりした場合は法令違反となり、刑事罰や行政制裁が科されることがあります。

刑事罰	・懲罰：10年以下 ・罰金： （個人）：3000万円以下 （法人）：10億円以下	ただし、当該違反行為の目的物の価格の5倍が3000万円又は10億円を超える場合は大きい方
行政制裁	・3年以内の、貨物の輸出・技術の提供の禁止 ・輸出入を禁止された個人が、別法人で禁止された輸出入を行うことを禁止	
その他	大学の評価やイメージが毀損されるレピュテーションリスクが懸念されます。	

また、中央大学において、学内規程等に基づき処罰が科される可能性があります。

IV. 安全保障輸出管理のポイント（まとめ）

1. 安全保障輸出管理は、みなさんがお持ちの機器備品（貨物）や技術が、大量破壊兵器等の開発に関係する場合に、不用意に海外へ輸出（持ち出し、流出）されないようにする仕組みです。
2. 関係する機器備品や技術をお持ちでない方は、過度に警戒する必要はありません。「公知の技術の提供」「基礎科学分野の研究活動における技術の提供」のみであれば、輸出管理の例外が適用されます。（p.17 参照）
3. ただし、技術には多面性（デュアルユース性）があるので、大量破壊兵器等の開発に関係するかどうかの判断は一人で行わず、周囲からも意見を聞くなど、慎重に行ってください。
4. 外国に出張する際は、所持品はそのまま持ち帰るようにしてください。不要な技術情報等は、持参する PC 等に入れないで下さい。
5. 海外から研究者等を受け入れる場合、開示する技術情報は公知の範囲に限定してください。研究室を公開する際も、開示場所や内容を限定してください。
6. オンライン会議やクラウド、メールを介して、特定の技術情報を提供してしまうリスクにご留意ください。
7. 研究室に留学生（非居住者）や特定類型該当者がいる場合は、原則として公知以外の情報を開示しないことを推奨します。（p.15 参照）
8. 学部教育では研究開発レベルの技術情報は扱われていないと考えられますが、学部 4 年生が博士前期課程のカリキュラム（研究指導・論文指導を含む）を前倒しで履修している場合には、輸出管理上の関係者として対応する必要性があるかもしれません。
9. 不明点等がありましたら、一次取引審査の窓口（学部等の事務室）や輸出管理委員会の事務局（研究支援室）にご連絡ください。
10. 事前確認シートの提出は煩わしいことですが、本学が適切な管理を行っていることの証明にもなりますので、ご協力をよろしくお願いします。

V. 関連リンク・問い合わせ先

■中央大学

中央大学安全保障輸出管理ホームページ

<https://www.chuo-u.ac.jp/aboutus/efforts/security/>



中央大学 manaba 安全保障輸出管理コース(※専任教員限定)

事前確認シート(帳票)や輸出管理委員会の情報を掲載しています。

中央大学安全保障輸出管理ポータルサイト

<https://sites.google.com/g.chuo-u.ac.jp/yukan>



■経済産業省

安全保障貿易管理トップ

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>



大学・研究機関向け情報

・安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)第五版などを掲載

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/daigaku.html>

(大学・研究機関向けQ & A)

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/daigaku.html#qa>

みなし輸出管理

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/anpo07.html>

リスト規制

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/anpo02.html>

キャッチオール規制

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/catchall.html>

貨物・技術のマトリクス表

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix_intro.html

外国ユーザーリスト

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law05.html#user-list>

■一般財団法人 安全保障貿易情報センター (CISTEC)

<https://www.cistec.or.jp/>



■【問い合わせ先】

中央大学輸出管理委員会事務局(研究支援室)

chuo-export_control-grp@g.chuo-u.ac.jp

(2025.10 作成)